

令和8年第2回各務原市農業委員会総会会議録

- 1 期 日 令和8年1月30日（金）午前9時30分開会
- 2 場 所 各務原市産業文化センター8階第2会議室
- 3 議 事
 - 議題5号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議題6号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 議題7号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議題8号 相続税の納税猶予に係る農業経営を引き続き行っている証明について
 - 議題9号 相続税の納税猶予に係る特定貸付を引き続き行っている証明について
- 4 議 案 議案は農業委員会事務局において縦覧
(各務原市役所北庁舎6階)

○出席委員(17名)

1番	永井	博幸
2番	河合	正嘉
3番	小島	健司
4番	後藤	奈々
5番	早川	信司
6番	小林	始
7番	藤井	皆夫
8番	阿部	治徳
9番	土屋	輝男
10番	橋本	涼
11番	岩田	勝則
12番	後藤	善美
15番	今尾	英子
16番	赤座	廣之
17番	横山	京子
18番	苅谷	次子
19番	浅野	諭孝

○欠席委員 (2名)

13番	櫻井	千佳子
14番	岩井	孝朗

○職務のため出席した事務局職員

局	長	立元	克也
参	事	遠藤	喜久雄
主	査	澤田	圭佑
書	記	夜陣	綾香

局長

これより、令和8年第2回各務原市農業委員会総会を開会させていただきます。19名中17名で開催することになりました。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によりましてこの総会は成立したことを報告いたします。

それでは、会長のあいさつをお願いします。

議長

あいさつ（略）

それでは諸般の報告を事務局よりお願いします。

書記

（諸般の報告をした。）

議長

続きまして議事録署名者の指名を私の方からさせていただきます。

小島委員と、後藤委員を指名しますので、よろしくお願いします。

それでは議事に入ります。

【議第5号 農地法第3条の規定による許可申請について】

議長

議第5号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

主査

農地法3条許可申請の譲受人については、地域集落営農の取り決めに従い、支障の無いように耕作を行うことを確認しており、取得後、農地を利用すること、農機具・労働力・技術・通作距離なども問題がなく、農地法第3条第2項の各号について、別紙調査書のとおり該当していないと判断され、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

1番、譲渡人の要望による所有権移転です。取得後は露地野菜栽培をする計画です。

2番、農業経営拡大のための所有権移転です。取得後は育苗をする計画です。

【同一事業に関する申請のため、議第7号第3番と一括で審議】

3番、贈与による所有権移転です。取得後はサカキの栽培をする計画です。

(議第7号第3番の説明)

使用貸借で借り受けて営農型太陽光発電施設に一時転用するものです。農地区分は、農用地区域内農地と判断します。

4番、農業経営拡大のための所有権移転です。取得後は有機農業をする計画です。

5番、農業経営拡大のための所有権移転です。取得後は麦及び施設栽培をする計画です。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

ただ今の議事について、ご意見ご質問ございますか。

委員

3番について、なぜ3条と5条の申請なのか

主査

一時転用の再申請もしつつ、所有権も移転したいため。次回からは4条のみの申請となる。

議長

ほかにご意見ございますか

それでは原案通り承認してよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

それでは次の議案に移ります。

【議第6号 農地法第4条の規定による許可申請について】

議長

議第6号 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

主査

1番、一般個人住宅及び庭に転用するものです。農地区分は10ha未満の2種農地と判断します。第2種農地ですが代替性がないため、やむを得ないと判断します。

2番、営農型太陽光発電施設に一時転用するものです。今回が3回目の再許可申請となります。農地区分は農用地区域内農地です。農用地区域内農

地の転用は、原則認められませんが、一時転用は認められる場合があります。

3番、一般個人住宅及び庭に転用するものです。農地区分は10ha未満の第2種農地と判断します。第2種農地ですが、代替性がないため、やむを得ないと判断します。

4番、営農型太陽光発電施設に一時転用するものです。今回が5回目の再許可申請となります。農地区分は農用地区域内農地です。農用地区域内農地の転用は、原則認められませんが、一時転用は認められない場合があります。

以上ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ただ今の議事について、ご意見ご質問ございますか。

(特になし)

議長

それでは原案通り承認してよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

それでは次の議案に移ります。

【議第7号 農地法第5条の規定による許可申請について】

議長

議第7号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

主査

1番、必要資料が不足しているため保留

2番、賃貸借で借り受けてドラッグストアに転用するものです。農地区分は、駅から概ね500m以内の第2種農地と判断します。第2種農地ではありますが、ほかに代替するところがないためやむを得ないと判断しました。

4 番、賃貸借で借り受けて空調設備工事業駐車場に転用するものです。農地区分は10ha未満の第2種農地と判断します。第2種農地ではありますが、ほかに代替するところがないため、やむを得ないと判断しました。以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長

ただ今の議事について、ご意見ご質問ございますか。

(特になし)

議長

それでは原案通り承認してよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

それでは次の議案に移ります。

【議第8号 相続税の納税猶予に係る農業経営を引き続き行っている証明について 議第9号 相続税の納税猶予に係る特定貸付を引き続き行っている証明について】

議長

議第8号相続税の納税猶予に係る農業経営を引き続き行っている証明について、議第9号 相続税の納税猶予に係る特定貸付を引き続き行っている証明について事務局説明をお願いいたします。

主査

相続税の納税猶予とは、農地を相続した方が、農業を継続することを条件として、相続税の納税を猶予される制度のことです。

相続税納税猶予の適用を受けている方は、原則として3年ごとに、農業経営を継続していることを税務署に届け出る必要があります。その際に必要な、農業委員会が発行する「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」について、今回2名の方より、「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」について、2名の方より証明願がありました。

事務局で申請地の確認をしたところ、すべて農地として適正に管理されていました。なお、この件に関しましては地元農業委員さんのご意見はよろ

しいかと思ひます。

証明して差し支えないものとして処分を決定したいと思いますので、よろしくお願ひします。

議長

質問等はございませんか。

(特になし)

議長

この申請について許可することに決定をしてもよろしいですか。

(異議なし)

議長

本日の議題は以上となります。

以上をもちまして第2回各務原市農業委員会総会を終了させていただきます。

閉 会